

# 小児科外来 診療体制変更のお知らせ

小児科外来の診療体制が、以下の通りに変更となりますのでお知らせいたします。

変更日：2020年4月21日（火）～

	月～金
午前	<b>37.5度以上の発熱者のみ診察対象となります。</b> ※新型コロナウイルスの感染が疑われる方は、必ず最寄りの帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、指示を受けてください。
午後	<b>発熱以外の方および予約の方のみ診察対象となります。</b> ※急な発熱の際は、事前に病院に電話していただき、診療時間内に受診をお願いいたします。

※土曜日につきましては、これまで通り、専門外来（予約制）・救急一般外来のみとなりますのでご了承ください。

※慢性疾患の患者さんにつきましては、電話での対応もしておりますので事前にご連絡ください。

2020年4月21日  
聖隷沼津病院 病院長